

「健康経営®」に関する認定制度について

— その3 国の認定制度 —

全国健康保険協会（協会けんぽ）茨城支部

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

1. 「健康経営優良法人認定制度」について

「健康経営優良法人認定制度（以下、「国制度」）とは、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優れた健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰するものです。健康経営に取り組む優れた法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としています。

国制度では、経済産業省および健康経営優良法人認定事務局が制度設計を行い、日本健康会議が認定しています。大企業等が対象の「大規模法人部門」、中小企業等が対象の「中小規模法人部門」の2部門で認定しており、さらに、大規模法人部門の上位法人を「ホワイト500」、中小規模法人部門の上位法人を「ブライツ500」として認定しています。

本稿では、本誌の読者の多くが対象となる中小規模法人部門について、その概要をご紹介します。

2. 認定のステップ(次ページ上図)

本誌の3月号では協会けんぽ茨城支部の「健康づくり推進事業所認定制度（以下「協会制度」）を、4月号では茨城県の「いばらき健康経営推進事業所認定制度（以下「県制度」）を紹介しましたが、次ページステップ1の「健康宣言」を行うことは、国制度も含めて共通の手続きです。

ステップ2の申請書類の作成・提出は、事務局ポータルサイトで完結しますが、注意しなければならないのは、申請内容を確認できる資料を2年間保存すること、また、審査において提出を求められることがあることです。

3. 認定要件(次ページ下図)

認定要件は、協会制度におけるチェックシート、県制度における認定基準とほぼ同じ項目となっています。しかし、推進計画の策定や評価・改善といったPDCAの取り組みが必須項目となっている

ことや、選択項目において取り組んでいなければならない数が県制度よりも多い（県制度は3つ以上、国制度は7つ以上）ことなど、認定のハードルは高くなっています。

ハードルが高いということは、よりレベルの高い健康経営（健康づくり）が求められますが、認定の取得による企業のPR効果などもより大きくなります。なお、「ブライツ500」の認定を取得するためには、選択項目15のうち13項目に取り組んでいることが申請の条件となっています。

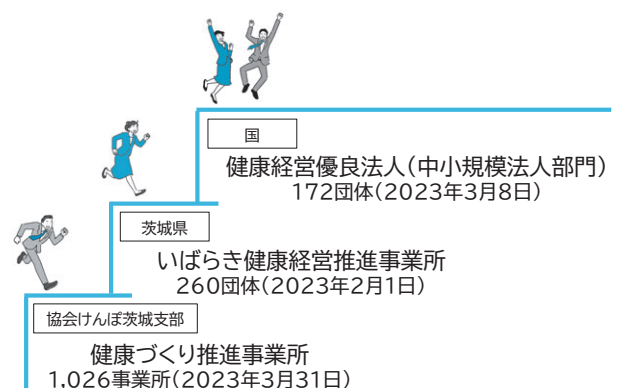
4. 認定状況

2023年3月8日に公表された「健康経営優良法人2023（中小規模法人部門）」の認定数は全国14,012団体（前年度比+1,758）で、年々増加しています。そのうち茨城県は172団体（同+62）で、全国の認定数の1.23%です。

全国の中小企業数は約360万社で茨城県の中小企業数は約8万社（2016年6月時点：中小企業庁集計）です。茨城県の認定数は増加しているものの、中小企業数の割合でみるとまだ少ないといえます。

本業が忙しくてなかなか手が回らないということもあるとは思いますが、協会制度、県制度、国制度とステップアップしていくことで、申請のハードルは下がっていきます。協会けんぽがサポートしますので、ぜひ挑戦してください。

茨城県の健康経営関連制度の認定数



健康経営優良法人（中小規模法人部門）認定のステップ

ステップ1

「健康宣言」の実施※いばらき健康経営推進事業所の申請前要件と同じ

協会けんぽ茨城支部へご加入の事業所さまがこの認定を受けるためには、まずは協会けんぽの「健康づくり推進事業所」の認定を受ける必要があります。

「健康づくり推進宣言書」を協会けんぽへご提出いただき、職員によるヒアリング後、認定を受けます。

申請は随時行っております。

（協会けんぽ加入事業所以外の方は、加入している健康保険組合等へお問合せください。）

ステップ2

申請書類の作成・提出、申請料金の支払

事務局（日本経済新聞社）ポータルサイト「ACTION!健康経営」から認定申請書（Excelファイル）をダウンロードし、設問に回答した後、ファイルをアップロードします（初めて申請する場合は同サイトで申請用IDを取得する必要があります）。申請締切後、申請料金の請求書が送付されます。

参考 前年度の申請期間：2022年8月22日から10月14日

前年度の申請料金：16,500円(税込)

ステップ3

認定審査・審査結果の公表、認定証の交付

提出された書類に基づき日本健康会議健康経営優良法人認定委員会が所定の審査を行い、認定した団体を公表し、認定証を交付します。

参考 前年度の審査結果の公表日：2023年3月8日



認定後

認定の更新

本認定制度は各年度ごとの認定となっており、引き続き認定を希望する場合は、期間内に申請することが必要です（受付開始時に事務局から電子メールで案内が届きます）。

参考 前年度の受付期間：2022年10月1日から11月30日

※上記は2022年度の内容です。2023年度の詳細は7月下旬頃公表される予定です。

認定要件

必須項目	
①健康宣言の社内外への発信および経営者自身の健診受診	⑤受動喫煙対策に関する取り組み
②健康づくり担当者の設置	⑥健康経営の取り組みに関する評価・改善
③（求めに応じて）40歳以上の従業員の健診データの提供	⑦定期健診を実施している、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施している、労基法または安衛法に係る違反により送検されていない、等
④健康経営の具体的な推進計画	
選択項目1. 以下のうち「2項目以上」取り組んでいること	
①定期健診受診率（実質100%）	③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施
②受診勧奨の取り組み	
選択項目2. 以下のうち「1項目以上」取り組んでいること	
①管理職または従業員に対する教育機会の設定	③コミュニケーションの促進に向けた取り組み
②適切な働き方実現に向けた取り組み	④私病等に関する両立支援の取り組み（選択項目3-⑥以外）
選択項目3. 以下のうち「4項目以上」取り組んでいること	
①保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	⑤長時間労働者への対応に関する取り組み
②食生活の改善に向けた取り組み	⑥メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み
③運動機会の増進に向けた取り組み	⑦感染症予防に関する取り組み
④女性の健康保持・増進に向けた取り組み	⑧喫煙率低下に向けた取り組み

※上記は2022年度の内容です。2023年度の詳細は7月下旬頃公表される予定です。

参考資料：経済産業省ホームページ「健康経営優良法人認定制度」